

電子証明書の発行について

診療報酬等のオンライン請求に必要な電子証明書の発行については、以下のとおりとします。

なお、電子証明書発行料は、電子証明書発行登録、電子証明書発行手数料徴収・確認事務、発送作業その他電子証明書の発行に関する一連の業務の費用を含みます。

1 電子証明書の取得

保険医療機関・保険薬局、請求事務代行者及び保険者等（以下「利用者」といいます。）がオンライン請求システムを利用するためには、電子証明書の取得が必要です。

2 電子証明書発行料

電子証明書の発行（更新）の際には、発行（更新）料として4,000円（消費税を含みます。）が必要です。

なお、消費税については、発行（更新）料の請求時の消費税率を適用します。

3 電子証明書の発行（更新）料の請求

電子証明書をダウンロードした月の翌々月に、利用者が指定した方法により請求します。

4 電子証明書の取得申請

電子証明書の取得に当たっては、オンライン請求システム利用規約・オンライン請求システム専用認証局運用規程に同意いただいた上で、利用者が社会保険診療報酬支払基金支部（以下「支払基金」といいます。）へ、別紙「電子証明書（発行・失効）依頼書」（以下「依頼書」といいます。）により申請願います。

5 電子証明書の有効期間

電子証明書の有効期間は、申請に基づき発行した日から3年です。

電子証明書は、3年ごとに自動更新します。

6 電子証明書の発行に関する事務処理

支払基金は、毎月20日までに申請された依頼書の記載内容を確認し、記載内容に不備があった場合は、申請した利用者へ照会します。

支払基金は、記載内容に基づきユーザー情報を登録し、翌月にオンライン請求システムのセットアップに必要な書類等（以下「セットアップキット」といいます。）を送付します。

利用者は、セットアップキットを用いてオンライン請求システムのセットアップを実施してください。セットアップを行い、電子証明書のダウンロードを実施することにより、電子証明書の発行料を徴収することに同意したものと見なします。

電子証明書は、電子証明書発行（更新）後、6か月以内にダウンロードを実施してください。6か月を経過した場合は、ダウンロードすることができません。

電子証明書発行料の徴収

発行料の納付については、ア又はイのいずれかを選択願います。

ア 依頼書において、「診療（調剤）報酬支払額からの控除することを希望します。」を選択された場合は、ダウンロード月の翌々月の診療（調剤）報酬から控除して、「当座口振込通知書」によりお知らせします。

イ 依頼書において、「払込請求者による振込みを希望します。」を選択した場合は、ダウンロード月の翌々月10日頃に利用者あてに「払込請求書」を送付しますので、当該払込請求書に記載する日までに振込み願います。

支払基金は、アにおける控除状況又はイにおける振込状況を確認し、未収となっている場合は、別途連絡します。

7 電子証明書の再発行

利用者の都合により電子証明書を再発行する場合は、新規発行の取扱いとなることから、発行料として4,000円が必要となります。